



佐井

発行・編集/〒039-4711  
青森県下北郡佐井村  
大字佐井字糠森20  
佐井村役場 総務課  
TEL: 0175(38)2111  
FAX: 0175(38)2492

全日本吹奏楽コンクール 第48回 東北大会

主催: 東北吹奏楽連盟・朝日新聞社

東北吹奏楽連盟

朝

佐井中学校吹奏楽部東北大会出場  
〔9月11日:宮城県仙台市〕

今月の主な内容

箭根森八幡宮例大祭	こちら佐井駐在所	8
..... 2・3	9月の出来事	9
佐井消防分署から	住民福祉課から	10
サルに対する基礎知識	お知らせコーナー	11
保健師だより・歯科だより	戸籍の窓口・他	12
交母だより		7

2005  
(平成17年)

10  
No. 434

佐井村の人口

8月31日現在

男女	1,470 (+ 1)
男女	1,435 ( 0 )
計	2,905 (+ 1)
世帯数	1,088 (+ 1)

( ) 内は前月比

# 福宮例大祭



で共演



ハイハイハイハイ…

# 箭根森川



# ～佐井消防分署から～

## 平成17年秋の火災予防運動

10月17日(月)～10月23日(日)までの間、秋の火災予防運動が実施されます。

これからは、農作物の収穫後にでる枯れ草などを畑で燃やす機会が増えると予想されますが、火入れする際は消防分署へ電話等で届け出をして下さい。

また、季節がら暖房機器を使用する場合がありますので、煙突の確実な取り付け及び暖房機器周辺の整理整頓を心がけて下さるようお願いします。

全国統一標語

あなたです 火のある暮らしの 見はり役

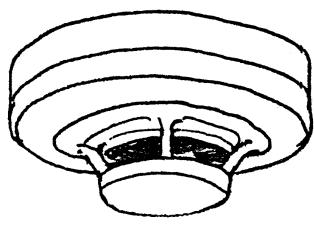
### 住宅用火災警報器の設置が必要になります！

最近の住宅火災による死者数は急増し、特に死者の半数以上が高齢者となっています。また、死に至った原因の7割は、逃げ遅れとなっていることから消防法及び下北地域広域行政事務組合火災予防条例が改正になり、すべての住宅に火災警報器等の設置が義務づけられます。

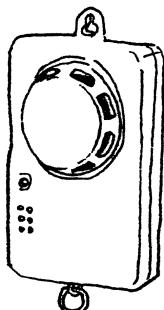
○新築住宅は、平成18年6月1日以降の着工から設置が必要。

○既存住宅は、平成20年5月31日までに設置が必要。

天井取り付け式



壁取り付け式



- 「電池を使うタイプ」と「家庭用電源(AC100V)を使うタイプ」があります。
- 「単独型」と「連動型」があります。

#### 注意事項

- ・現在の価格市場は1個数千円ですので悪質な訪問販売等に注意してください。
- ・業者による点検の必要はありませんので、自ら説明書を読み点検しましょう。
- ・設置が必要な場所、設置する位置等詳しくは佐井消防分署までお問い合わせ下さい。

TEL 0175-38-2266 FAX 0175-38-4454

火事・救急・救助は局番なしの119番へ

# なぜサルの被害が増えたのか？

佐井のサル調査会・佐井村教育委員会・産業建設課

なぜサルによる農作物被害が増えたのか・・・サルが増えたから？山にサルの食べ物がなくなったから？答えは1つではなく様々な要因が重なった結果だと考えられています。今回は「サルが人里に現れるまで・・・」頭数の増加と生息域の拡大について、要因をもう一度考えてみましょう。

## ＜その1＞「サルが増えた」その原因

近年、下北半島全体でサルの個体数・分布域の拡大が目立ちます。中でも下北半島の北部地域（大間・佐井村・風間浦）はその傾向が強く、ほんの30～40年ほど前までは約3群が山奥でひっそりと暮らしていたのみでした。現在は下北北部で15群程度、佐井村管内では8群程度生息しており、中には人里に定着している群れもあります。

このようにサルが増加した原因については、森林伐採などでのサルの生息環境の変化、暖冬・積雪量減少など気象条件の変化による死亡率低下、最近では農作物を摂取することによる栄養条件の向上が考えられます。あるいは狩猟獣から外され、天然記念物指定などの保護を受けたことも大いに影響していることでしょう。

## ＜その2＞群れの分裂→分布域の拡大

しかし、個体数が増加したことが直接農作物被害と関わっているわけではありません。群れ内の頭数がえるると、次には群れの分裂という現象が起こります。それぞれの群れは基本的に同じ地域では暮らさず、どちらかの群れが行動域を移動させて、それまで利用しなかった地域を利用するようになります。こうしたことが繰り返されることによって、山奥の限られた場所でしか生息していなかったサルが人里にまで分布域を拡大させることにつながるのです。

## ＜その3＞森林伐採とその影響

過去、下北半島北部域のサルたちは内陸部のヒバ、ブナの森林を主な生息域としていました。しかし大規模な森林伐採・人工造林によりその生息域が改変させられてしまいます。このような生息環境の急激な変化がサルたちにどのような影響を与えたのかは具体的にはよくわかつていません。

しかし、当時（1970年頃）のサルは造林地を避けるように遊動していた（足沢、1975）との記録もあるように、それまでの行動域や環境利用を変化させるなどの影響があったと推測できます。

このように、個体数の増加やサルの生息環境の急激な変化は、

『サルの分布域を人里のほうに変化させる“きっかけ”』となったと考えられます。



※その他、ご意見・ご質問などは

佐井村教育委員会 ☎⑧4506、4507

佐井村産業建設課 ☎⑧2111までお問い合わせください。（文責：北大 鈴木克哉）

# 佐井村食生活改善推進員 ～私たちの健康をサポートしています～

## 食生活改善推進員とは…？

「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、食を通して健康づくりを積極的に推進する地域のボランティアで、愛称「ヘルスマイト」と言います。自分や家族の健康管理はもとより、お隣さん、お向かいさんへ、そして地域住民へ食生活改善の輪を広げ、地域住民の生涯を通じた健康づくりの担い手として、活躍が期待されています。

## 食べることは心と体を育てる健康の基本です



食生活改善推進員は、先頭にたって人をリードしていくとか、指導者ではありません。健康づくりの案内役を務め、世話をし、まとめ役にもなって、連帯感をがっちりつくりあげていくことが役割です。

村では、現在26名の食生活改善推進員が活躍していますが、新たな会員を募集中です。平成17年12月～平成18年3月にかけて「食生活改善推進員養成講座」を開催しますので、受講を希望する方、講座および活動内容を詳しく知りたい方は、役場保健師または各地区の食生活改善推進員までご連絡ください。



保健師だより

## むし歯ゼロでニコニコ



## 手軽で噛めるガムはお菓子というよりも健康グッズ

たかが噛むこと、と軽く考えていた人も「噛む」と「健康」の関係について考えていただけましたでしょうか？

噛むことは痴呆症、ストレス、生活習慣病などの予防に直結しているのです。現代は大人も子供も、多忙な毎日を過ごし、食生活や生活習慣は乱れています。やはり家庭では、子供と一緒に食べてあてて、「好き嫌いしない」、「よく噛みなさい」と繰り返し繰り返し言って娘であけることが大切です。これらの食習慣は一生持ち続けますから、親から授けられた健康法として、とても大きな遺産になると言えます。また、親としても、噛むことの大切さを見つめ直し、子供達に健康に生きて行くための大切な習慣を真剣に教えて行くべきです。

この度、私どもは「噛むこと」が脳の神経活動を活性化し、強化させることを証明した論文が、国際歯科研究学会（IADR）から、2004年度最優秀論文賞（ガイス賞）を受賞しました。噛むことが「脳」と「心」と「からだ」に働きかけ、生きるための活力を引き出すことが世界の人々に認められたのです。

軟食グルメ化した現代人の咀嚼力の低下を補い、「噛む」という機能の回復を果たすためには、歯ごたえのある物を食べ、一口30回を目指して、しっかりよく噛むことが望まれます。

特に、手軽にいつでも噛めるガムは、お菓子や嗜好品というよりも「健康グッズ」の一つであると言えます。自分好みのガム一枚を食前に噛めば、満腹中枢を刺激し、過食を防ぐ確実なダイエット法になります。また、食後には、キシリトール（白樺などの樹木からとれる天然の甘味料）入りガムを噛むことで、虫歯や歯周病を防ぎ、歯を健康にする効果もあります。「噛む健康学」。噛んで活力に満ちたご自分の健康を保つためにも、改めて噛むことの大切さを見直してみてください。



歯科だより

# 秋の交通安全運動実施

～街頭指導～



九月二十一日～三十日までの間、秋の交通安全運動が実施され、母の会・交通安全指導員・役場職員・PTA等の協力の下、街頭指導を行いました。また、九月二十日・三十日には母の会による早め点灯運動をアルサスで行い、運転者に夕暮れ時の早め点灯を呼び掛けました。

交母だより



佐井村  
交通安全母の会

みんなで続けていこう！  
交通事故ゼロ  
次の目標は3,000日

記録

**2,857日**  
(10/1現在)

十月の早めの点灯時間は午後三時三十分です。  
**早めの点灯で歩行者に車の存在を知らせよう！**

あなたも参加 わたしもやります“交通安全、

## 県内の交通事故概況

(平成17年)

青森県交通対策協議会

発生	8月中	年累計	死者の状態	飲酒運転による死者	7人 (-3)
				シートベルト	高齢者の死者 ～65歳以上の人～
751件 (+1)		5,410件 (-194)			27人 (-4)
死者	12人 (+0)	55人 (-12)		自動車乗車中の死者	31人 (-2)
傷者	986人 (-25)	6,847人 (-268)		非着用死者	14人 (-5)
				着用していれば助かったと思われる人	5人 (-8)

\*( )内は前年比。累計は1月から。速報値のため後日変更することがあります。

毎月1日は県民交通安全の日

対象者  
市町村の交通安全対策担当者  
幼稚園、保育所(園)、児童館の職員等  
交通安全協会、交通安全母の会等交通安全関係者

目的  
全教育に従事する実践指導者等を対象に、交通安全知識及び安全指導技術の習得を図り、児童等の交通安全教育の充実に資する。  
幼児と児童を交通事故から守るため、児童等の交通安全知識及び安全指導技術の習得を図り、児童等の交通安全教育の充実に資する。

場日  
10月24日(月)  
13時30分から15時30分

所時  
県民福祉プラザ4F  
TEL 0171-771-9191  
青森市中央3-20-30

教育指導者研修会

**平成17年度児童等の交通安全**

# こちら佐井駐在所

**238-2218**

全国地域安全運動に参加しよう～みんなでつくろう安心の街～

住民が安全で安心して暮らせるよう地域住民、自治体、民間ボランティアなどと警察が協力して、全国一斉に「全国地域安全運動」を展開することとなりました。この機会に、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、地域、家族、職場や学校で出来る防犯対策に取り組んでみましょう。

大間警察署管内（大間町、風間浦村、佐井村）では、昨年「北通りワイドパトロール隊」を結成しております。普段の生活・仕事をしながら、不審なことやおかしいと思った点等を話題にして交換したり、警察署や駐在所に連絡していただくもので

- ・配達や営業で各家庭を訪問している方
  - ・車両の運転手をしながら各地を回っている方

などを対象に北通り地域のわが町・この町の安全・安心まちづくりのために

わいど（私たち）でワイド（幅広く）にパトロールしてみませんか。

ということで結成されており、佐井村では、佐井郵便局・下北信用金庫佐井支店・佐井観光タクシー・中村新聞販売所が参加しております。その他の企業・個人の参加も募ります。特に朝夕「歩け、歩け運動」をしている方の参加をお待ちしておりますので佐井駐在所までご連絡ください。

**キノコ採りの遭難に注意！**

昨年のキノコ採りの遭難件数は10件、人員11人

内訝～死者2人、負傷者1人、無事救出8人

・入山場所の地理不案内やキノコ採りに夢中になり、山奥に入り過ぎて迷っている。

・遭難者全員が50歳以上の中高年の方でした。

ひとたび遭難事故が発生しますと、家族の人に心配や負担を掛けるだけではなく、多くの方々に多大な迷惑を掛けてしまいます。

#### ※入山前の注意

- ・できるだけ2人以上で入山する
  - ・行き先、帰宅時間を家族に知らせる
  - ・食料、雨具、ライターやマッチ・携帯電話などを持参する

背と先、席

※入山中の注意

- ・お互いに声を掛け合う
  - ・急斜面を避ける
  - ・目立つもの（大きな木など）を中心に行動する
  - ・星めの下山を心がける

吉田さゆり（人気）

- ・歩き回らない（夜は特に危険！）

帰宅予定時間になってしまって戻らないときは、家族や同僚だけで探そうとせず、早めに警察に通報しましょう。

## 夕暮れ時の交通事故防止

毎年この時期は、日没が早まる夕暮れ時の交通事故、特に高齢者の交通事故が増加する傾向にあります。早めの点灯で交通事故を防止しましょう。

夕暮れ時は「見ること、見られること」が大切

夕暮れ時の早めの点灯を！ 10月の早めの点灯時間は15時30分です。

# 駐在日誌 ~8月中の事件・事故概況~

【事件】 賽 錢 盜 1 件～長後地区 ゴミ不法投棄事犯 1 件～古佐井地区  
※ゴミの不法投棄検査

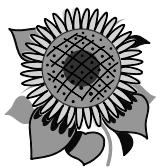
この度、古佐井川周辺に家庭から出たゴミを不法に投棄した事犯が発生し検挙しております。ゴミの不法投棄は犯罪です。絶対にやめましょう。

**罰則～1年以下の懲役又は300万円以下の罰金**

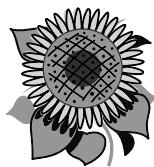
【事故】人身事故 1件～原田地区 物損事故 2件～古佐井地区、黒岩地区



事件、事故に遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう



# 9月の出来事



## 多数入選～第55回下北美術展（児童・生徒の部）～

下北地方公民館連絡協議会主催による第55回下北美術展（児童・生徒の部）が開催され、村内の小・中学生の力作が多数出品されました。そのうち、24作品が入賞されましたのでお知らせいたします。

### 【絵画の部】

◇小学校1年	入選	◎佐井小	宮野加奈子さん
◇小学校2年	準特選	◎長後小	内田 裕崇君
	佳作	◎佐井小	田名部輝美さん
◇小学校3年	準特選	◎原田小	池田 巧君
	入選	◎佐井小	中村 一陽君
◇小学校4年	特選	◎長後小	内田 靖崇君
◇小学校5年	佳作	◎長後小	内田 愛美さん
◇小学校6年	準特選	◎原田小	平井 志久君
	入選	◎佐井小	磯川 鳩君
◇中学校1年	佳作	◎長後中	内田 信明君
	入選	◎佐井中	万谷 一平君
		◎長後中	細間 省吾君
◇中学校2年	入選	◎佐井中	石澤有衣さん
◇中学校3年	入選	◎福浦中	細川夏子さん

◎福浦小 田中理沙さん



平井志久君



内田靖崇君

◎磯谷中 横浜 和之君

◎佐井中 紀伊英一朗君

◎磯谷中 福田 沙織さん

### 【版画の部】

特選 ◎原田小6年	平井 志久君
佳作 ◎原田小6年	池田 翔子さん
入選 ◎原田小5年	佐藤 僚太君

◎福浦小4年 田中明歩さん

◎佐井小6年 坂田静里奈さん

◎原田小6年 竹内 北斗君

## 防災ヘリ「しらかみ」がやってきた!!

8月23日に佐井漁港を会場に水難救助訓練が、佐井村保育所園児をはじめ、村民、観光客が参観する中実施されました。当日の朝は、小雨が降り天候が心配されましたが、時間が経つにつれ快晴となり漁港内は風もなく絶好のコンディションとなりました。

午前10時に佐井漁港沖合で遊漁船が転覆したとの想定で訓練が開始され、佐井消防分署及び大間消防署水難救助隊が先着隊として水中検索を実施しました。まもなく青森県防災ヘリ「しらかみ」が到着し、先着隊が発見した遭難者をワイヤーで吊り上げ機内収容し、臨時ヘリポートとなっている佐井中学校グラウンドで救急隊に引き継ぎました。その間、佐井漁港では下北消防管内の各署所から参集した水難救助隊が、遭難者を発見し潜水支援船に引上げ、岸壁で待機中の救急隊へ引き継ぐ訓練を行いました。その後、訓練会場を佐井中学校グラウンドに移動し、空中偵察及び「しらかみ」の機内装備等の説明がありました。

これからも訓練を積み重ね、災害発生時の迅速な救助体制を図っていきたいと思います。

がんばれ、佐井の海猿たち！

捜索へ向かう水難救助隊



「しらかみ」から見た本村の様子

## 第13回青森県民駅伝競走大会

平成17年9月4日(日)、青森市を会場に標記大会が開催されました。今大会は、県内の合併後の市町村単位での参加となり、佐井村を含む47市町村(市9、町27、村11)で行われ、アスパム前から県総合運動公園陸上競技場までの全長33.8kmのコースを8区間で競いました。佐井村代表選手団は、それぞれ忙しい中練習し、大会に出場しました。なお、結果は次のとおりです。

◆総合タイム	2:11'57	◆総合順位	47位
◆村の部順位	11位		



# 住民福祉課からお知らせ

## 定期の予防接種が変わります！

平成17年7月29日予防接種法施行令の一部改正がありました。下記のとおり変更となりますので、ご注意ください。

◎風しん及び麻しん予防接種

改正前

- ・風しんワクチン……………1回  
(対象年齢：生後12月から生後90月に至るまでの乳幼児)
- ・麻しんワクチン……………1回  
(対象年齢：生後12月から生後90月に至るまでの乳幼児)



改正後「適用 平成18年4月1日」

- ・第1期 風しん麻しん混合ワクチン  
(対象年齢：生後12月から生後24月に至るまでの乳幼児)
- ・第2期 風しん麻しん混合ワクチン  
(対象年齢：5歳以上7歳未満の幼児であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある幼児)

※平成16年12月31日までに生まれた方で、まだ風しん、麻しんの定期の予防接種を受けていない方、又は風しん、麻しんの定期の予防接種いずれかを受けていない方は、平成18年4月1日以降、定期の予防接種の扱いとなりませんので、今年度中に予防接種（麻しんの予防接種日：平成18年1月17日、風しんの予防接種日：平成18年2月14日）を済ませましょう。

※平成17年1月1日以降に生まれた乳幼児は改正後の接種方法となりますのでご注意ください。

◎日本脳炎予防接種

改正前

- ・日本脳炎 第1期(対象年齢：生後6月から生後90月に至るまでの乳幼児)
- ・日本脳炎 第2期(対象年齢：9歳以上13歳未満の児童)
- ・日本脳炎 第3期(対象年齢：14歳以上16歳未満の生徒)



改正後「適用 平成17年7月26日」

- ・日本脳炎 第1期  
(対象年齢：生後6月から生後90月に至るまでの乳幼児)
- ・日本脳炎 第2期(対象年齢：9歳以上13歳未満の児童)

○問合せ先 住民福祉課健康福祉係 TEL 38-2111

## 佐井村重度心身障害者医療費助成制度の改正

青森県条例の一部改正に伴い、10月1日から佐井村重度心身障害者医療費助成制度が変わります。

【重度心身障害者医療費助成制度とは】

医療費の自己負担分を助成する制度です。ただし、本人及び扶養義務者等の所得が所得制限額を越えた場合は対象となりません。

◎対象者 ①身体障害者手帳1・2級および3級の内部障害（65歳未満）

②愛護手帳のA ③精神保健福祉手帳1級

※ただし、平成16年10月以降に満65歳以上の方が新たに前記障害に該当しても医療費の助成は受けられません。

【改正の内容】

◎所得制限の追加 新たに次の方が支給対象から除外されます。

●65歳未満の方で国民健康保険法の上位所得者。 ●65歳以上の方で市町村税課税世帯該当者。

◎自己負担の導入 これまで、医療費自己負担額については、一部を除き全額支給されていましたが、これからは1割が自己負担（外来12,000円）・入院40,200円を上限）となります。ただし、市町村民税非課税世帯該当者は除きます。

## 国保からのお知らせ

○国民健康保険法では、災害などの特別な事情がないのに保険税（料）を1年間滞納すると、保険証を返還していただくことになります。

○その場合には、「被保険者資格証明書」を交付されることになりますが、これでお医者さんにかかるときは、いったん医療費の全額を自己負担していただくことになります。

○保険税（料）は国保を支える大切な財源です。必ず納期内に納めましょう。

○保険証は、10月1日から新しくなります。 ○納付に関するご相談は、佐井村役場 国保税務係へ。

青森県国保連合会

## 国民年金だより

役場住民福祉課 ☎ 2111

青森社会保険事務局

むつ事務所 ☎ 2278

## 老齢基礎年金を65歳より早く受けたい方

老齢基礎年金は65歳からの受給が原則となっていますが、希望すれば60歳から64歳までの間でも繰り上げて年金を受けることができます。繰り上げによる受給率は下表のとおりですが、昭和16年4月2日以降に生まれた人は、月単位で支給率が異なります。

受給開始年齢	昭和16年4月1日以前生まれ	昭和16年4月2日以後生まれ
60歳0ヶ月～60歳11ヶ月	58%	70～75.5%
61歳0ヶ月～61歳11ヶ月	65%	76～81.5%
62歳0ヶ月～62歳11ヶ月	72%	82～87.5%
63歳0ヶ月～63歳11ヶ月	80%	88～93.5%
64歳0ヶ月～64歳11ヶ月	89%	94～99.5%



よく考え  
決めよう！

繰り上げ請求は慎重に！

○年金額が減額され、その減額率は生涯変わりません。 ○他の公的年金制度による年金給付は支給停止されます。

○障害基礎年金が受給されません。

○寡婦年金は、受けられなくなります。

○国民年金に任意で加入することはできません。

○一度繰り上げ請求をしてしまうと後で取り消すことができません。

■村県民税(3期)・国定資産税(3期)・介護保険料(3期)の納期は 10月31日(月)です。忘れずに納入しましょう！



# 満1歳おめでとう!!



横浜 拓海くん  
(亨さん・アミイさん)



松村 早朔くん  
(利道さん・景子さん)



扇谷 太智くん  
(欣展さん・留美子さん)

## 戸籍の窓口

9月15日現在

◎お誕生おめでとう

樋口 禅 (基嗣)  
渋田 大翔 (昌嗣)

◎ご結婚おめでとう

若山 彰  
(朝比奈昌子)

◎おくやみ申し上げます

田中 たま (勝年)  
加藤 信義 (タマ)

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

大佐井  
古佐井

大佐井  
茨城県

磯谷  
原田

## 軽油引取税免証の取扱いについて

免証とは、軽油を軽油引取税が免除された価格で購入するための券です。免税軽油使用者は次の点に注意し、適切に免証を使用してください。

①免証は自分で大切に保管してください。

免証は、交付を受けた人しか使用できません。紛失や盗難を避けるため、鍵のかかる場所に保管しましょう。また、免証を他の人に譲り渡す行為やガソリンスタンド等の販売店に預ける行為は絶対にしないで下さい。

②免証は免証と引換えに購入してください。

免証と免証軽油は、給油の都度、同数量を引換えしてください。免証を交付前に給油した軽油は免証の対象にはなりません。

③免証軽油は法律で認められた人が法律で認められた機械にしか使用できません。

免証軽油は他人に譲り渡すことができません。また、認められた機械にしか使用できません。例えば、船舶の使用者の場合、免証軽油を使用できるのは船のエンジンのみであり、網などを運ぶリフトや貝を煮るボイラには使用できません。

○お問合せ むつ県税事務所課税課 22-8581 (内207)

## 献血のお知らせ

下記日程で献血を行います。

献血は、病気やけがで血液が必要とする患者さんのため、健康な人が自分から進んで自分の血液を提供することです。

血液は人間の生きていく上でとても大切なものです。しかし、血液は人間の体内でしかくられないため、血液が必要になった場合、人から血液をわけてもらわなければなりません。献血は人の命を救うことのできる大切なボランティア活動です。村民のみなさんの善意をお待ちしています。

◇日時 平成17年10月25日(火) 9:30~15:00

◇場所 津軽海峡文化館 アルサス前

◇問合せ 住民福祉課健康福祉係 38-2111

## 難病患者等医療相談会開催のお知らせ

下北地方健康福祉こどもセンターでは、難病患者やその家族の方々の医療及び日常生活上の相談に対し、専門医や理学療法士等による相談・助言等を行っています。

下記の日程で開催しておりますので、ご利用ください。なお、相談は都合のよい場所で受けることができます。

開催日時	開催場所	内容	従事者
平成17年10月6日(木) 13:30~15:30	下北文化会館 (第一集会室)	1. 個別の医療・生活・保健相談 2. 膜原病を主体とした医療相談	医師・看護師・保健師
10月19日(水) 13:00~15:30	下北文化会館 (機能回復訓練室)	1. 個別の医療・生活・保健相談 2. 神経難病を中心としたリハビリ相談	理学療法士・看護師・保健師

【対象者】 むつ・下北地域の特定疾患医療受給者証の交付を受けている方及びその家族等

【問合せ先】 下北地方健康福祉こどもセンター保健部(むつ保健所) 保健予防課 電話 0175-24-1231

●各種回数券のお求めは、下記委託販売店をご利用ください。

★佐井観光協会(アルサス内)

★磯谷…東出商店

★長後…滝本商店



じっちゃんばつちゃん  
長生きして  
よせよ!!

## 福祉7片回数券

病院さ行ぐにも、孫の顔見さ行ぐ時も…

500円以上なら 5枚の値段で  
7枚ついてるとってもお得な

## <7片回数券>

65才以上の方に限ります

お問い合わせは **下北交通株式会社**

本社 〒035-0041 青森県むつ市金曲1-8-12  
(0175)22-3221(代)